審 議 会 等 の 会 議 結 果 報 告 書

課所名	市民課

会 議 名	令和 8 年度第 1 回諏訪市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和 8 年 8 月 19 日(水)　13 時 30 分～14 時 10 分
出 席 者	委員等：河西秀樹会長、小口和子委員、山岸節子委員、松木博美委員、 高林康樹委員、正田行穂委員、阿部あゆみ委員、宮阪亜由美委員、 麦嶋俊彦委員、山﨑利幸委員 諏訪市：後藤副市長、大舘弘子市民環境部長、田中節市民課長、 内田敏寛国保医療係長、堀内陽介国保医療係主査
資料	・次第 ・資料１　国民健康保険の概要（令和 8 年度） ・資料２　諏訪市国民健康保険 令和 7 年度決算状況概要 ・資料３　令和 12 年度給付金水準の統一に向けた諏訪市国保税率改定の方向性について

協議議題(内容)及び会議結果(要旨)

１．開会

【市民課長】

これより、第１回諏訪市国民健康保険運営協議会を開会する。福田委員から委員辞任の申出があり、後任委員として阿部委員を任命している。

長林委員からは本日欠席との連絡をいただいている。

２．会長挨拶

【会長】

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

日中の暑さは続いていますが、朝夕はだいぶ過ごしやすくなってきておりほっとしている。

本日は、令和7年度の国民健康保険特別会計の決算等について説明を受ける予定となっている。また、先日国保新聞で国民健康保険の保険料水準統一に関する記事があった。現在、完全統一しているのは、大阪府と奈良県だけだが、各都道府県の国保運営方針の中間見直しにあたり、県が中心となって完全統一の目標年度について検討を進めているところ。この長野県の保険料水準統一についての説明もいただく。

どうぞよろしくお願いいたします。

３．市長挨拶

【副市長】

皆さんこんにちは。副市長の後藤でございます。委員各位におかれましては、諏訪市の国民健康保険事業運営に関しまして、それぞれの立場からご尽力いただいておりますことをこの場をお

借りして御礼申し上げます。
　公務が重なってしまい市長の出席が叶わないため、代わりに私から一言ご挨拶を申し上げる。
　昨年度、運営協議会で議論をいただいた子ども・子育て支援金についての課税が今年度から始まったが、特にこれといった混乱もなく順調に滑り出しているという認識をしている。
　一昨年からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しており、諏訪市の国保におけるマイナ保険証の利用率は令和７年度末の時点で６９．４%。約7割がマイナ保険証を使って受診している状況。諏訪市のマイナ保険証の登録率も７割程度であるため、マイナ保険証登録者はほぼマイナ保険証で受診をされているということになる。
　本日の議題について、令和７年度の諏訪市国保事業の決算について報告する。
　また、今後の国保事業の運営について、長野県は令和１５年度に保険料水準の完全統一を目指すという大きな目標を据えている。諏訪市として、この先どのように進めていくのかを説明し、皆様からご意見をいただきたいと思っている。それぞれの立場で忌憚のないご意見をいただくことをお願い申し上げまして、私からの挨拶とする。
　本日はよろしくお願いいたします。
＜副市長退室＞

４．協議会成立宣言
【市民課長】
　協議会規則第6条の規定により、各代表1名以上を含む過半数出席のため、本協議会は成立することを宣言する。

【市民課長】
　ここからの進行は、会長にお願いする。

５．会議録署名委員の指名
【会長】
　国保運営協議会規則第9条の規定により、会議録署名委員に宮阪委員、麦嶋委員を指名する。

６．議事
（１）令和７年度諏訪市国民健康保険特別会計決算について
【会長】
　令和７年度諏訪市国民健康保険特別会計決算について、事務局に説明を求める。
【事務局】
　※資料１、資料２を基に説明
【会長】
　説明を要約すると実質単年度収支が1,800万円の赤字であり、国保の基金残高は2,000万円減り2億2,300万円。基金残高は、安定化の財源としていくという理解でよいか。
【事務局】
　おっしゃるとおり。
【会長】
　以上で議事を終了する。

７．その他
【市民課長】
次第７．その他について事務局よりご説明いたします。
（資料３を基に保険料水準の統一について説明）
【委員】
高度医療を提供する医療機関が充実しているからであると想像はできるが、諏訪市の実質医療費がなぜ諏訪圏域の標準より高いのかの理由はわかるか。
【事務局】
諏訪市の医療費は、諏訪圏 6 市町村の中ではかなり高くなっている。逆に原村や富士見町は低く、医療費の低い自治体に影響され、諏訪圏域の医療費指数が低くなっていたと考える。
諏訪市の実質医療費が高い理由は、あくまでも推測となるが、質の高い医療を受けられる環境が、町村に比べ充実していることが考えられる。
【委員】
現在は原村と富士見町が低い状況だが、県平均に追従するため、町村の住民の負担が今後大きくなるという理解でよいか。
【事務局】
おっしゃるとおり。原村や富士見町というのは諏訪圏の平均よりもかなり低い状況が、諏訪圏域の平均に追従して徐々に上昇している。令和 10 年以降は県の平均に追従するので、本来の医療費水準よりもかなり高く見られてしまう状況になる。
【委員】
国保税率改定について、市町村の税率は市町村の条例で決定しているが、今後は税率の決定権はあるものの、県が示した税率に追随するということになるのか。
【事務局】
市町村標準保険料率というのは、平成 30 年度の統一以降、県から毎年示されているものだが、令和 15 年度に県内どの市町村も同じ保険料率になる予定。保険料率というのは各市町村の条例で定めることになっており、77 の市町村で同じ税率での条例改正をする方向性になることが県から示されている。令和 15 年度以降毎年、県の示す税率に追従し毎年条例改正を上程して、議決を得るといった流れになるものと考えている。
【委員】
茅野市は標準保険料率と設定した税率との差がほぼ無い。何か要因があるのか。
諏訪市の場合は標準保険料率と比較して税率に差があるが、1 年ごと増加する負担はいくらになるのかを教えてほしい。
【事務局】
茅野市の状況について、想定だが、令和 7 年度と 8 年度は据え置きという形で運営されている。令和 7 年度の改定またはその前の改定時に、標準保険料率に今後合わせていく必要があるという必要性を強く感じ、早い段階から標準保険料率に沿った改定を進めたのではないか。
標準保険料率との差をどの様に詰めていくのかは今後の検討になる。令和 12 年度まで毎年税率を上げていくのか、令和 12 年度以降も見据えて、改定を 2 年に一度にするなど、様々なパターンがある。
医療分とは別に後期高齢者支援金分、介護分にも料率がある。後期高齢者支援金分や介護分の

均等割と平等割について、諏訪市の場合標準保険料率との差は医療分と比較して大きくはなく、所得割は標準よりも上回った設定にしている。毎年、後期高齢者支援金分と介護分の所得割を平等割均等割同様少しずつ上げている中で、標準よりも上回っている区分もある。その様な状況や実際の保険者、被保険者の負担額というものも検討しながら改定を検討していく必要があるため、今の段階では1人当たりどの程度負担が増えるという算出はしていない。

【事務局】

昨年度の会議で委員より質問いただいた医師偏在対策支援区域への手当増額支援事業について、現状把握している内容を共有したい。

医師偏在対策支援区域への手当増額支援事業だが、全国的な医師不足、医師の地域偏在により、地方や特定の医療現場で病院の運営維持が困難になるのを防ぐためのもの。

仮に医師不足になると、身近な医療機関が休止、閉鎖されてしまい、必要な医療が受けられない事態を招くことになる。そのような事態に陥らず継続して医療を提供できるようにするために政府が検討を進めている支援策である。

主な具体的内容は、都道府県が指定する重点医師偏在対策支援区域の医療機関に勤務する医師に対して、特別手当を上乗せして支給する医師手当事業というもの。

財源構成については国保に限らず後期高齢者医療保険、健康保険組合、協会けんぽ等の全ての医療保険者からの拠出金で賄うという方針になっている。想定だが、県への納付金の算定の中に医師手当拠出金といったものが導入されると考えている。なお、国保おいては通常の医療給付費と同様に公費の投入など、若干の財政調整が適用され、全額保険料負担ではなくなるため負担は軽減されるというような仕組みになるようだ。

事業開始は令和10年度ということで現在調整が進められている。事業規模は年間100億円とされているが、今年度から導入された子ども・子育て支援金制度について、今年度の支援金の額は約6,000億円だと言われている。比較すると金額は60分の1。子ども・子育て支援金は諏訪市の被保険者1人当たりの負担が約3,200円となっており、単純比較はできないが、一人当たり50円程度になると想定される。県への納付金に反映されるものになるため、状況を注視したい。

なお、今年の全国市長会においても、医療保険者が拠出する本事業に関する拠出金の算定においては、医療保険者の運営に支障がないよう十分な配慮を求める旨の提言もされている。

8．閉会

【市民課長】

不明な点等あれば、事務局までお問い合わせいただきたい。以上をもって、第1回諏訪市国民健康保険運営協議会を閉会としたい。

（閉会　午後2時10分）